5-1-3　国土交通省所管管理ダム数

令和８年３月末時点

分類			H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
		直轄	99	99	100	100	101	104	104	106	106	107
		機構	23	23	23	23	23	24	24	24	25	25
	直轄・機構		122	122	123	123	124	128	128	130	131	132
	補助		433	434	435	435	438	442	443	443	444	446
ダム			555	556	558	558	562	570	571	573	575	578
	直轄		13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
	機構		6	7	7	7	7	7	7	7	7	7
堰・導水路等			19	20	20	20	20	20	20	20	20	20
ダム等			574	576	578	578	582	590	591	593	595	598

分類			R7
		直轄	109
		機構	25
	直轄・機構		134
	補助		448
ダム			582
	直轄		13
	機構		7
堰・導水路等			20
ダム等			602

5-1-4　完成ダムによる機能

令和７年３月末時点

区　分	直　轄	水機構	補　助	合　計
ダム	120	32	446	598
有効貯水容量（百万m^3）	5,897	4,363	3,900	14,160
洪水調節容量（百万m^3）	2,952	2,006	1,954	6,912
農業用水容量（百万m^3）	988	479	266	1,733
都市用水容量（百万m^3）	1,098	2,202	752	4,052

（注）1　本表で対象とするダム（水資源開発を目的として設置された堰、湖沼開発、遊水地、流況調整河川を含む）は、その目的として洪水調節又は河川の流水の正常な機能の維持を有しているものである。
2　琵琶湖開発、霞ヶ浦開発については、水機構に計上している。
3　生活貯水池については、補助に計上している。
4　洪水調節容量は洪水期における最大の確保容量を計上している。
5　複数の機能を含めた容量にて管理を行っている場合は、容量の分割をせず、それぞれに計上している。
6　四捨五入の関係で、合計の合わないところがある。